

18歳及び19歳の少年並びに
20歳及び21歳の成人の処分状況
（平成30年）

18歳及び19歳の少年並びに20歳及び21歳の成人の処分状況

第1 18歳及び19歳の少年の処分状況

1 警察における処分状況（平成30年：犯時年齢18歳及び19歳）（注1）

○ 刑法犯総数(交通業過を除く)	7, 287人
(内訳)	
・ 簡易送致	1, 871人(25.7%) (注2)
・ (簡易送致以外の)送致	5, 416人(74.3%) (注2)

(注1) 警察庁「平成30年の犯罪」第109表による。

本統計で用いられている「刑法犯」とは、刑法、爆発物取締罰則、決闘罪ニ関スル件、暴力行為等処罰ニ関スル法律、盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律、航空機の強取等の処罰に関する法律、火炎びんの使用等の処罰に関する法律、航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律、人質による強要行為等の処罰に関する法律、流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法、サリン等による人身被害の防止に関する法律、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律、公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律及び公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律に規定する罪をいい、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律に規定する罪は含まれない。

また、「交通業過」とは、道路上の交通事故に係る業務上（重）過失致死傷罪、平成25年法律第86号による改正前の刑法第208条の2の危険運転致死傷罪及び平成25年法律第86号による改正前の刑法第211条第2項の自動車運転過失致死傷罪をいう。

(注2) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入した。以下同じ。

2 一般保護事件における終局人員（平成30年：終局時年齢18歳及び19歳）（注3）

○ 総数	8, 859人
(内訳)	
・ 審判不開始	3, 216人(36.3%)
・ 不処分	1, 753人(19.8%)
・ 保護観察	2, 758人(31.1%)
・ 少年院送致	1, 026人(11.6%)
・ 検察官送致(刑事処分相当)	106人(1.2%)

(注3) 最高裁判所事務総局の資料による（配布資料32 統計資料6-9）。
本統計上、以下の事件は除かれている。

- (1) 簡易送致事件
- (2) (無免許)過失運転致死傷事件、(無免許)過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱事件、車両運転による(業務上・重)過失致死傷事件、自動車運転過失致死傷事件及び(無免許)危険運転致死傷事件
- (3) 移送・回付で終局した事件
- (4) 併合審理され、既済事件として集計しないもの(従たる事件)
- (5) 検察官送致(年齢超過によるもの)
- (6) 不処分、不開始(非行なし、所在不明等及びその他の事由によるもの)

3 刑事事件における処分状況(平成30年：処分時年齢18歳及び19歳)

(注4)

○ 総数	66人
(内訳)	
・ 懲役(実刑)	12人(18.2%)
・ 懲役(付保執行猶予)	3人(4.5%)
・ 懲役(単純執行猶予)	41人(62.1%)
・ 禁錮(実刑)	1人(1.5%)
・ 禁錮(付保執行猶予)	0人(0.0%)
・ 禁錮(単純執行猶予)	5人(7.6%)
・ 罰金	3人(4.5%)
・ その他	1人(1.5%)

(注4) 最高裁判所事務総局の資料による(配布資料32 統計資料6-10)。本統計上、略式命令請求事件は除かれている。

第2 20歳及び21歳の成人の処分状況

1 警察における処分状況(平成30年：犯時年齢20歳及び21歳)(注

5)

○ 刑法犯総数(交通業過を除く)	9,030人
(内訳)	
・ 微罪処分	3,103人(34.4%)
・ 送致	5,927人(65.6%)

(注5) 警察庁の資料による。

本統計で用いられている「刑法犯」とは、刑法、爆発物取締罰則、決闘罪ニ関スル件、暴力行為等処罰ニ関スル法律、盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律、航空機の強取等の処罰に関する法律、火炎びんの使用等の処罰に関する法律、航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律、人質による強要行為等の処罰に関する法律、流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法、サリン等による人身被害の防止に関する法律、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律、公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律及び公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律に規定する罪をいい、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律に規定する罪は含まれない。

また、「交通業過」とは、道路上の交通事故に係る業務上(重)過失致死傷罪、平成25年法律第86号による改正前の刑法第208条の2の危険運転致死傷罪及び平成25年法律第86号による改正前の刑法第211条第2項の自動車運転過失致死傷罪をいう。

2 検察における処分状況（平成30年：犯時年齢20歳及び21歳）（注6）

○ 総数	13,746人
（内訳）	
・ 公判請求	4,343人（31.6%）
・ 略式命令請求	1,868人（13.6%）
・ 起訴猶予	6,299人（45.8%）
・ その他	1,236人（9.0%）

（注6） 法務省調べ。

本統計上、自動車による過失致死傷等（自動車又は原動機付自転車による交通犯罪であって、その罪名が刑法第211条に規定する「業務上過失傷害」、「業務上過失致死」、「重過失傷害」、「重過失致死」、平成25年法律第86号による改正前の刑法第211条第2項に規定する「自動車運転過失傷害」若しくは「自動車運転過失致死」又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律に規定する「過失運転致傷アルコール等影響発覚免脱」、「過失運転致死アルコール等影響発覚免脱」、「過失運転致傷」、「過失運転致死」、「無免許過失運転致傷アルコール等影響発覚免脱」、「無免許過失運転致死アルコール等影響発覚免脱」、「無免許過失運転致傷」若しくは「無免許過失運転致死」に係るものをいう。）及び道路交通法等違反（道路交通法違反及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反をいう。）は除かれている。

同一の被疑者に複数の罪があり、それらの罪に関する事件を時を異にして受理した場合は、受理ごとに1人として計算し、既済の人員の計算についても、その計算を変更しない。

3 裁判所における処分状況（平成30年：終局時年齢20歳及び21歳）

（注7）

○ 総数	2,289人
（内訳）	
・ 懲役（実刑）	315人（13.8%）
・ 懲役（付保執行猶予）	228人（10.0%）
・ 懲役（単純執行猶予）	1,438人（62.8%）
・ 懲役（付保一部執行猶予）	7人（0.3%）
・ 懲役（一部執行猶予）	0人（0.0%）
・ 禁錮（実刑）	6人（0.3%）
・ 禁錮（付保執行猶予）	2人（0.1%）
・ 禁錮（単純執行猶予）	113人（4.9%）
・ 罰金	74人（3.2%）
・ その他	106人（4.6%）

（注7） 最高裁判所事務総局の資料による（配布資料32 統計資料6-10）。本統計上、略式命令請求事件は除かれている。